

議案第四十八号

港区立大平台みなと荘条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年九月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立大平台みなと荘条例の一部を改正する条例

港区立大平台みなと荘条例（平成十年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「（十二歳以上）」を削り、「小人（四歳以上十二歳未満）」を「子供」に改め、同

表備考を次のように改める。

備考

一 この表において「大人」とは、子供又は四歳未満の者に該当しない者をいう。

二 この表において「子供」とは、小学生及び四歳以上の小学校就学の始期に達するまで

の者をいう。

三 四歳未満の者の利用料金は、無料とする。

付 則

1 この条例は、平成三十年一月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立大平台みなと荘条例別表の規定は、平成三十年四月一日以後の利用分について適用し、同日前の利用分（同年三月三十一日から同年四月一日にかけて宿泊する場合を含む。）については、なお従前の例による。

（説明）

大平台みなと荘の利用料金の対象区分を変更するため、本案を提出いたします。